

## ○新冠町における水防協力団体との水防協働活動実施要領

### 1. 通則

新冠町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに新冠町地域防災計画のほか、この要領に定めるところによる。

### 2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び新冠町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、新冠町からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

### 3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「新冠町水防協力団体活動報告書」を提出させることができる。

### 4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、新冠町水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

### 5. その他

- (1) この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

## 附 則

この訓令は、令和 7 年 1 1 月 4 日から施行する。